



～職員からのひとこと～ 高島健康福祉事務所(高島保健所) 所長 松原 峰生

新型コロナウイルスが世界中に蔓延して2年以上たちました。この間、ワクチン開発と接種、複数の特効薬の開発・製造・認可、検査体制の整備、検査キットの簡易化など、世の中が一気に進みました。今後もウイルスの変異や、国としての対応の変更や更新に合わせて地域の対応も変わっていきます。ご理解とご協力よろしくお願ひします。いずれにしても新型コロナウイルスは、唾液や咳、痰などの飛沫で広がる上気道感染症です。マスク装着、手指消毒、密を避けるといった基本は変わりません。引き続き感染しないように各自の努力もお願ひします。



発熱などの症状がある場合の相談・受診について



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/314835.html>

発熱などの症状がある場合、受診する前に身近な医療機関へまずは電話等で連絡してください。



発熱などの症状がある方

- ①お近くの診療所・クリニックに電話等で相談
- ②医療機関が指定する方法で受診
- ③受診時には感染予防を徹底

探す

探す

相談

相談
受診

お近くの医療機関(診療所・クリニック)

発熱患者等を診ることができない医療機関

案内 診療できる医療機関を案内します

発熱患者等を診療する医療機関

検査できない時は、検査できる医療機関を紹介します

案内

休日・夜間に症状が辛くなったとき

休日急病診療所等

救急病院(外来)

新型コロナに限らず重症の場合対応

・受診前に必ず電話等で連絡してください
・緊急時に応急措置を行うところなので、基本的に新型コロナウイルスの検査はできません。

診療・検査医療機関の検索はこちら

※同意を得られた医療機関のみ掲載

滋賀県受診



お近くの医療機関の検索はこちら

※全ての医療機関を検索することができます

医療ネット
滋賀



相談先・受診先に迷ったとき

受診相談センター 毎日24時間

大津市 TEL 077-526-5411
FAX 077-525-6161

大津市 TEL 077-528-3621
以外 FAX 077-528-3638

指定難病・小児慢性特定疾患受給者証の更新申請は、令和4年7月31日までに郵送で！

- ・お手持ちの受給者証の期限が令和4年9月30日の方については、県庁から、6月10日頃までに郵送にて更新の案内を送付します。
- ・医療費助成を継続するためには、更新申請が必要ですので、忘れずに手続きをお願いします。
- ・受給者証をお持ちで、更新の案内が届かない場合は、下記問い合わせ窓口または保健所までご相談下さい。
- ★今年度も保健所での集中受付日は設けず、原則郵送(県庁)での申請となります。



(郵送先)〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県 健康寿命推進課 難病・小児疾病係 あて

(問い合わせ窓口)滋賀県庁 受給者証更新コールセンター(☎077-528-3669)



新型コロナウイルス感染症の流行で、 飼い犬の狂犬病予防注射に行くのが心配な飼い主の皆さんへ



飼い犬の狂犬病予防注射は、毎年4月1日から6月30日までの間、あるいは飼い始めてから30日以内に受けさせることになっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行で、「人が集まる場所へ注射に行きたくない！」という飼い主さんもいらっしゃるでしょう。

その場合、コロナウイルス感染症の心配が落ち着いてから、今年の12月31日までに飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせて下さい。そうすれば、4月1日から6月30日または飼い始めてから30日以内に狂犬病予防注射を受けさせたことと同じ扱いになります。皆さん、12月31日までに必ず飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせましょう。

高島健康福祉事務所(高島保健所)の主な事業

心の健康などに関する相談

月～金 8:30～17:15
保健師が相談に応じます
必要時、訪問も行います。

毎月1回(予約制)
精神科医師による相談
必要時、訪問もOK
問い合わせ先:
0740-22-2419

ひきこもりに関する相談

月～金 8:30～17:15
保健師が相談に応じます
必要時、訪問も行います。

毎月1回(予約制)
臨床心理士による専門相談
必要時、訪問もOK
問い合わせ先:
0740-22-2419

エイズ・肝炎ウイルスに関する検査・相談 骨髄バンク 相談・検査受付

毎月第2火曜日
9:30～11:00(無料・匿名・予約制)
エイズの他に、B型肝炎・C型肝炎、
梅毒の検査も行っています。

問い合わせ先:0740-22-2526

日常生活向上教室「笑竹梅の会」

5/31・7/5・11/15・3/7
13:30～15:30

延期・中止になる場合があります。
下記にお問い合わせください。



問い合わせ先:
0740-22-2419

ほほえみ工房 (福祉用具制作)

毎月第2・4水曜日
9:30～15:30
場所:安曇川町末広4-15
問い合わせ先
0740-32-2120



その他の事業

心の教育相談センター

火曜日 9:00～12:00(要予約)
場所:高島保健所2F
予約先:
077-586-8125



「びわこ感染制御支援チーム(B-ICAT)」 登録について

「びわこ感染制御支援チーム(B-ICAT)」は、
滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の
介護関連施設・事業所間の応援事業の愛称です！



介護関連施設・事業所で働く方や利用者が新型コ
ロナウイルス感染症に感染、または濃厚接触者とな
り、サービス提供・利用が困難となった場合に、
応援職員派遣や代替サービスでサービス利用の
継続を行う相互応援システムです。

*詳細は、滋賀県のHPをご覧ください

滋賀県 医療福祉推進課



(登録・相談窓口)高島保健所 医療福祉連携係
(☎0740-22-2525)

6月1日～6月7日はHIV検査普及週間です！

HIVに感染しているかどうかは検査を
受けなければ分かりません。
少しでも不安のある方は、この機会に
検査を受けましょう。



禁煙週間(5月31日～6月6日)

5月31日は「世界禁煙デー」と定められています。
また、5月31日～6月6日は禁煙週間です。

※2020年4月1日から「改正健康増進法」が
全面施行しています。
禁煙・分煙対策で、たばこを吸わない人への優しさを。
禁煙して、自分の健康も考える機会にしてください。

6月4日～6月10日は 歯と口の健康週間です！

歯と口の健康は会話、食事など生活を営むうえで
大きな役割を担っています。健康に過ごすために
セルフケア・歯科医院での専門的なケア・治療について
考えてみましょう！



ジャムやドレッシングなどの 密封包装食品を製造される方へ

令和3年6月1日から密封包装食品の製造は、
営業許可が必要になりました。

(令和6年5月31日までは経過措置期間です。)



ジャムやドレッシング等の製造は、令和3年5月31日までは
「業務開始報告書」を保健所に届け出ることによって営業できた
が、食品衛生法が改正され、令和3年6月1日以降は、製造所
ごとに営業許可または厚生労働省にホームページの「食品衛
生申請等システム」に届出が必要となりました。

ジャムやドレッシング等が密封包装食品に該当する場合は
密封包装食品製造業の許可が必要になりますので保健所に
相談してください。過去に保健所に「業務開始報告書」を届け
出た方は3年間の経過措置期間が適用されますので、
令和6年5月31日までに営業許可を取得してください。
(すでに廃業されている方は、廃業届を保健所に提出してくだ
さい。)

【許可が必要な密封包装食品】

びん詰、缶詰、レトルトパウチその他の容器包装に密封された
食品で、その保存に冷凍または冷蔵を要しない食品です。
(ただし、精米、茶、乾燥パン粉、はちみつ、食酢等の食品衛生法施行
規則で規定される食品の製造は許可対象ではありません。)

(相談窓口)高島保健所
地域保健福祉・衛生係(☎0740-22-3552)



食育月間・食育の日

6月は食育月間
毎月19日は食育の日です！

愛の血液助け合い運動(7月1日～7月31日)

多くの患者さんの病気やけがの治療に使われている
血液製剤は、献血でご提供いただいた血液からつくられて
います。献血は命を救う身近なボランティアです。
ぜひご理解、ご協力をお願いいたします。

